

# 京都外国語大学 試験に関する規程

平成19年1月30日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学学則第15条第2項の規定により、単位修得のための試験に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験には、平常試験、定期試験、追試験及び再試験がある。

(平常試験)

第3条 平常試験とは、授業科目担当者が授業時間内に行うものをいう。

2 平常試験には、小テスト、オーラルテスト及びレポート等による試験がある。

(定期試験)

第4条 定期試験とは、春学期末及び秋学期末の学年暦に示された期間に行うものをいう。

2 定期試験の時間割、関連事項はすべて掲示板に掲示する。

(追試験)

第5条 追試験とは、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して、学年暦に示された期日に行うものをいう。

2 定期試験を、次の各号のいずれかに該当する理由によって受験できなかった者は、追試験の受験を許可する。

- (1) 天災（罹災証明書）
- (2) 交通事故（診断書または事故証明書）
- (3) 病気（診断書）
- (4) 教育実習・博物館実習・介護体験（証明できる書類）
- (5) 就職試験・会社訪問（受験証明書または訪問を証明する書類）
- (6) 裁判員選任等（裁判所発行証明書）
- (7) 忌引・その他やむを得ない事由（保証人またはこれに代わる者による理由書）

3 追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に手続きをとり、追試験料を納入しなければならない。ただし、一旦納入した追試験料は、事由の如何に関わらず返還しない。

4 追試験料は、別に定める。

(再試験)

第6条 再試験とは、卒業年次の単位修得により卒業要件単位が一定範囲で不足する者に対して行うものをいう。ただし、9月卒業の際の再試験は行わない。

2 前項の一定範囲については、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

3 再試験の対象科目は、卒業年次に履修した科目のうち、F（失格）と評価された科目、春学期に開講する必修以外の選択科目、資格課程の科目、総合科目、ゼミ及びワークショップを除き、卒業判定会議の議を経て、学長が認めたものとする。

4 再試験の受験を希望する者は、所定の期間内に手続きをとり、再試験料を納入しなければならない。ただし、一旦納入した再試験料は、事由の如何に関わらず返還しない。

5 再試験料は、別に定める。

6 再試験に合格した場合の成績評価は60点とする。

(受験資格)

第7条 試験の受験資格として、次のいずれの号も満たしていなければならない。

- (1) 履修登録がなされていること。
- (2) その学期の学費を納入していること。

(受験上の遵守事項)

第8条 試験（平常試験を除く）を受験する者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 指定された試験場で受験しなければならない。

- (2) 学生証（特別聴講生・科目等履修生等は身分証）を机上に提示しなければならない。
- (3) 遅刻者の受験は、試験開始後 20 分以内に限り認め、それ以降は受験できない。
- (4) 試験時間の重なる重複科目については、所定の手続きを経なければ、受験できない。
- (5) 携帯電話を時計あるいは情報機器として使用することはできない。
- (6) 試験場では、試験監督者の指示に従わなければならない。
- (7) 試験用紙が配布されたら、直ちに年次・クラス・学籍番号・氏名及び受講曜講時を、記入しなければならない。なお、年次・クラス・学籍番号・氏名の記入がなかった場合、当該試験科目の答案は無効とする。
- (8) 答案の提出は、試験開始後 20 分以降とする。

2 平常試験においては、前項の第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号を遵守しなければならない。  
(不正行為)

第 9 条 京都外国語大学における不正行為に関する規程第 2 条の規定により、不正行為と認められた場合は、原則として当該学期の全受講科目の成績評価を失格とし、かつ学則第 70 条より処分するものとする。

2 不正行為に関するその他必要な事項は、別に定める。  
(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 2 月 22 日改正、平成 21 年 1 月 29 日改正、平成 22 年 1 月 28 日改正、  
平成 27 年 2 月 25 日改正)